

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度一般会計予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	350,000 千円
【歳出】 社会保障施策に要する経費	5,835,349 千円

（単位：千円）

	事業名	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他 (負担金・使用料等)	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	868,738	604,339	0	0	32,285	232,114
	高齢者福祉事業	66,647	53	0	602	8,058	57,934
	児童福祉事業	2,118,704	1,202,096	0	69,000	103,500	744,108
	ひとり親家庭等福祉事業	33,050	19,153	0	0	1,697	12,200
	生活保護扶助事業	768,534	595,683	0	6,000	20,374	146,477
	その他	12,483	0	0	0	1,524	10,959
	小計	3,868,156	2,421,324	0	75,602	167,438	1,203,792
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	297,207	151,196	0	0	17,829	128,182
	介護保険特別会計繰出金	394,636	13,330	0	0	46,560	334,746
	後期高齢者医療特別会計繰出金	88,539	66,404	0	0	2,703	19,432
	小計	780,382	230,930	0	0	67,092	482,360
保健衛生	高齢者医療事業	512,207	36,349	0	18,892	55,799	401,167
	障害者医療事業	115,504	47,306	0	4,000	7,839	56,359
	子ども医療事業	229,673	56,561	0	20,000	18,696	134,416
	母子・父子家庭医療事業	31,281	15,389	0	300	1,904	13,688
	疾病予防	264,778	8,320	0	18,689	29,033	208,736
	その他（休日急病診療所運営費等）	33,368	2,610	0	12,752	2,199	15,807
	小計	1,186,811	166,535	0	74,633	115,470	830,173
合計	5,835,349	2,818,789	0	150,235	350,000	2,516,325	

- ※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。
- ※2 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金予算額（850,000千円）の17分の7に相当する額として充当しています。
- ※3 社会保険事業は、人件費・事務費に係る繰出金は除きます。

都市計画税の用途について

都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する経費に充てるために課される目的税です。平成31年度一般会計予算における都市計画事業等への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 都市計画税（滞納繰越分含む）	516,500 千円
【歳出】 都市計画事業等に要する経費	

（単位：千円）

事業名	予 算 額	財源内訳				
		国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	都 市 計 画 税	一 般 財 源
街 路 事 業	102,055	36,200	55,400	0	6,337	4,118
公 園 整 備 事 業	86,376	8,750	53,300	0	14,744	9,582
下 水 道 事 業	676,116	0	0	0	409,793	266,323
公 債 費	141,274	0	0	0	85,626	55,648
計	1,005,821	44,950	108,700	0	516,500	335,671